

事務所だより

平成 27 年 9 月号

安藤社会保険労務士事務所
TEL 03-6206-2320

こんにちは。このところ気温が下がり過ごしやすい日が続いていることから、夏場に休んでいた朝の通勤時のウォーキングを再開しました。毎日、45分程度歩くのですが、景色を眺めながら、いろいろなことを考えながら、自分なりに朝の通勤を楽しんでいます。ところで、マイナンバーの通知もいよいよ来月せまってきています。会社としては、今月中に最低限、従業員の方に対して住民票の住所と現在の住所に相違がないかを確認してもらい、確実に「通知カード」を受け取れるよう周知をお願いできればと思います。

それでは今月もどうぞよろしくお願ひ致します。

安藤

Contents

- 労使トラブルの現状について
- 「労働契約申込みみなし制度」の施行について

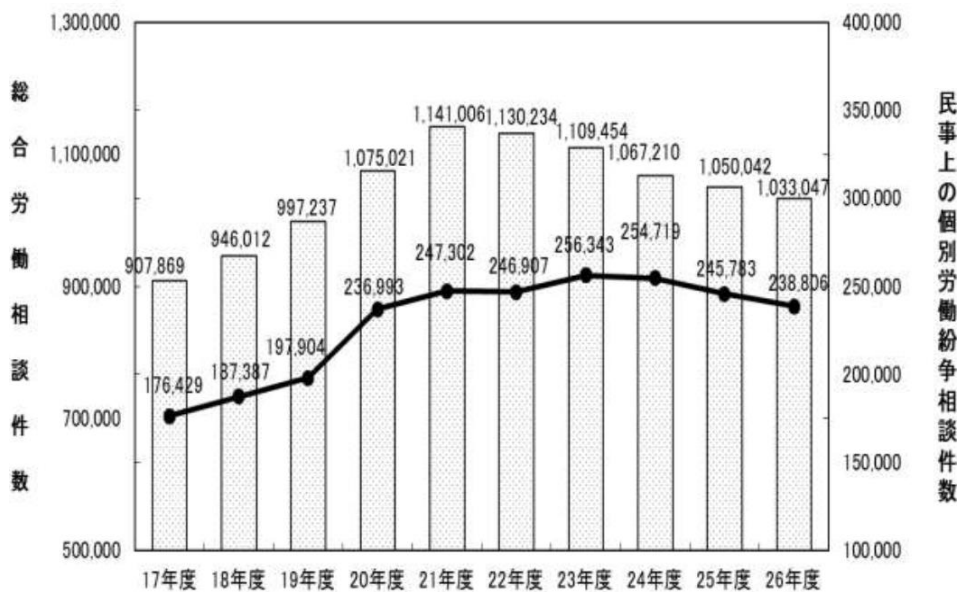
労使トラブルの現状について

近年、労使トラブルの内容が、人々の働き方に対する価値観の多様化なども相まって複雑化しているため、企業の担当者としては非常に難しい対応を迫られています。

そのような中、厚生労働省から「平成26年度 個別労働紛争解決制度の施行状況」が発表されました。



■総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数の推移（全体像）



総合労働相談件数、助言・指導申出件数、あっせん申請件数

・総合労働相談件数	1,033,047 件 (前年度比1.6% 減)
→うち民事上の個別労働紛争相談件数	238,806 件 (同 2.8% 減)
・助言・指導申出件数	9,471 件 (同 5.5% 減)
・あっせん申請件数	5,010 件 (同 12.3% 減)

それによると、平成26年度は、総合労働相談、助言・指導、あっせんの件数がいずれも前年度と比べ減少しましたが、総合労働相談件数は7年連続で100万件を超えており、依然として高止まりの状況が続いています。

また、総合労働相談のうち、民事上の個別労働紛争の相談内容では「いじめ・嫌がらせ」が62,191件と、3年連続で最多となり、相談内容全体の20%を越え(21.4%)ています。

■最近3か年度の主な紛争の動向

(民事上の個別労働紛争に係る相談件数)

	24年度	25年度	26年度
いじめ・嫌がらせ	51,670 (+12.5%)	59,197 (+14.6%)	62,191 (+5.1%)
解雇	51,515 (-10.9%)	43,956 (-14.7%)	38,966 (-11.4%)
自己都合退職	29,763 (+14.6%)	33,049 (+11.0%)	34,626 (+4.8%)
労働条件の引下げ	33,955 (-7.9%)	30,067 (-11.5%)	28,015 (-6.8%)

※ ()内は対前年度比

「いじめ・嫌がらせ」は、いわゆるセクハラ、パワハラなどの各種ハラスメントが中心になっていますが、その状況を看過すると精神障害についての労災のリスクが高まることとなります。

厚生労働省では6月に、『平成26年度「過労死等の労災補償状況』』を発表していますが、それによると、前述の「いじめ・嫌がらせ」の増加に呼応するように、精神障害の労災決定件数1,307件の内169件が、「いじめ・嫌がらせ」に起因しており、労災支給決定件数は69件と、出来事別で2番目に多い件数となっています。

「いじめ・嫌がらせ」についての労災認定がなされた場合、企業の対応が適切だったのか否かを問う声も出てきます。そして、安全配慮義務違反として裁判に発展するケースも増えています。

しかも、裁判の結果は企業側の敗訴に終わることが多く、その際には多額の損害賠償金の支払いや裁判が起こったことによる企業のイメージダウンといったリスクが生じるため、企業としても早期発見・早期対応に努めなければなりません。

なお、ハラスメントは関係当事者間のみで、水面下に進行していることも見受けられます。まずは、ルール作りから現状把握、予防のための教育、問題対策としての相談窓口の設置などといった一連の枠組みを作ること、職場の風通しを良くすることが重要です。

以下に、一例としてパワハラ対策導入のモデルプランをご案内いたしますので、ご参考にしていただくと共に、ご不安な点がございましたら、お気軽に弊所宛にご相談ください。

パワハラ対策導入モデルプラン



法改正

「労働契約申込みみなし制度」の施行について

派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、その違法状態が発生した時点で、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申込み（直接雇用の申込み）をしたものとみなす「労働契約申込みみなし制度」が、この10月1日から施行されます。これにより、派遣労働者が申込みを希望して承諾した場合は、派遣先はその承諾を断ることができません。

同制度の施行が近づいたこともあり、7月10日に厚生労働省から通達が出ましたので、制度の趣旨および全体像を踏まえながら行政解釈について簡単にご紹介いたします。

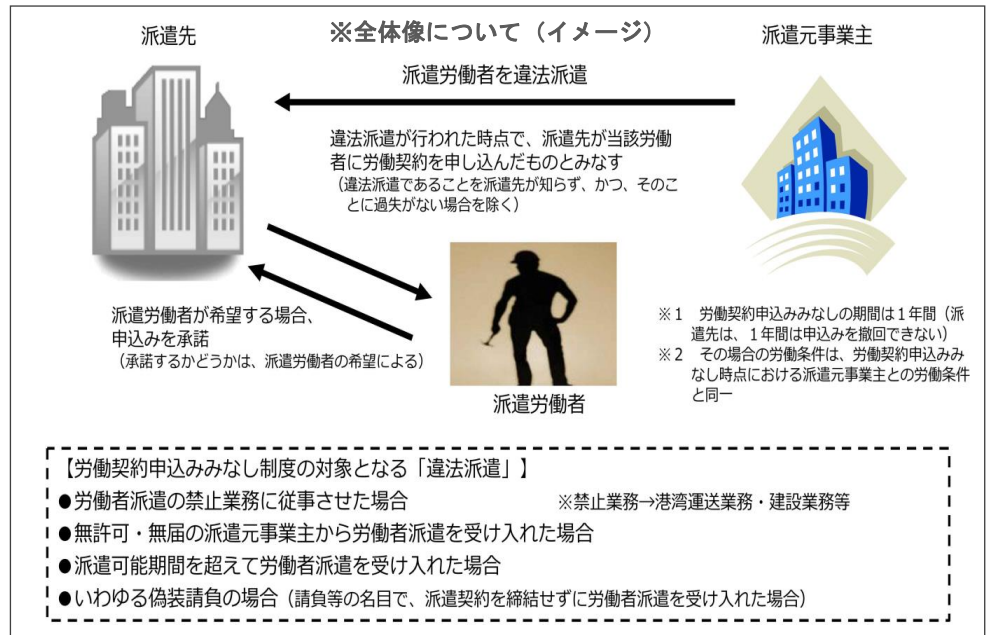
◇制度の趣旨

違法派遣の是正に当たっては、派遣労働者の希望を踏まえつつ雇用の安定が図られるようにすることと、違法派遣について責任がある派遣先企業に対して一定のペナルティを科すことにより、法規制の実効性を確保することが必要になります。これらを充足すべく本制度が創設されました。

◇行政解釈について

①申込みを行ったとみなされる時点

- ・違法行為を行った時点において、労働契約の申込みをしたとみなされます。
- ・派遣先企業がこの制度の適用を受けないためには、違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れているものでないこと（善意無過失）を自ら立証しなければなりません。
- ・平成27年10月1日時点で違法行為が行われている場合には、派遣先等は、その時点において労働契約の申込みをしたものとみなされます。



②申込んだとみなされる労働条件の内容

- ・違法行為の時点における派遣元事業主等と派遣労働者との間の労働契約上の労働条件と同一の労働条件になります（労働契約上の労働条件でない事項については維持されるものではありません）。
- ・労働契約の期間に関する事項は、みなし制度により申し込んだとみなされる労働契約に含まれる内容がそのまま適用されます。なお、労働契約法で定められている「有期労働契約期間が通算して5年を超えて反復更新された場合、その労働者の申込みによって無期労働契約へと転換する」との関係ですが、この条文は同一の使用主との間のものであるため、承諾時点までの労働契約期間と承諾後の労働契約期間は通算されません。

③労働契約成立の時点

- ・労働契約が成立するのは、みなし制度に基づく申込みについて派遣労働者が承諾の意思表示をした時点となります。
- ・派遣労働者が承諾できる申込みは、最新の申込みに限られません。
- ・違法行為の前にあらかじめ派遣労働者が「承諾をしない」ことを約する意思表示を行うことは認められません。

派遣先企業へのペナルティの側面が色濃く出た制度ですが、一方、派遣社員を派遣先で直接雇用することにより受給できる助成金もあります。まずは、労働者派遣法に違反する点がないか点検しつつ、労働人口が減少していく中での人材戦略の一環として派遣労働者の待遇改善などを検討してみるのも良いでしょう。

Q
&
A

いつも元気な「まめ男先生」から今月もお知らせ豆知識。今回は、1ページ目の『労使トラブルの現状について』に関連する豆知識をお伝えします。



教えて先生
まめ知識

「まめ男先生」

Q. 「いじめ・嫌がらせ」に起因する「安全配慮義務違反」についての裁判はどのようなものがあるのでしょうか？

A. 「川崎市水道局事件」は、安全配慮義務に基づく職場環境の整備の必要性を考えさせられる代表的な裁判例です。以下に概要をお伝えします。

この事件は被害者が、3名の上司から陰口・卑猥な言動・容姿に対する悪口・果物ナイフで「切ってやる」と脅すなどといった嫌がらせなどを継続して受けていたものです。いじめ・嫌がらせを受け始めてから3ヶ月後に休みがちになり、助けを求め休職したものの、加害者の処分・配転・謝罪・防止策などがおざなりであったため、被害者が自殺するに至ったもので、市に安全配慮義務違反があったとして、1,173万円の損害賠償が確定しました。

被害者からのサインを漏らさぬように受け止めて、いかに早く適切な対策を取ることが重要かが垣間見える事件です。

✿事務所スタッフより✿ …労務とは関係のないコーナーです。

今年は9月に大型連休がやってきますね。この連休は5月の「ゴールデンウィーク」に対して、「シルバーウィーク」と呼ばれていますが、めったに来ないことから「プラチナウィーク」と呼ばれることもあるそうです。

従来9月15日だった「敬老の日」がハッピーマンデー制度によって、9月の第三月曜日に変更された影響によるもので、今年は「敬老の日」が21日の月曜日、「秋分の日」が23日の水曜日の為、「敬老の日」と「秋分の日」に挟まれた火曜日が国民の休日となり、土曜日からお休みの場合5連休となります。

「敬老の日」と「秋分の日」のカレンダーの並び方次第なので、2009年以来の6年ぶりの大型連休となりました。

夏の暑さもやわらぎ過ごしやすくなるこの季節、レジャーにもびったりですが、JTBによるとこの期間のツアーの予約実績は前年と比べ60%増え、高速道路各社によると高速道路はゴールデンウィーク並みの渋滞が予想されるとのこと。どこへ行っても混雑しそうです。

近くの公園へのお散歩がてら、美術館で「芸術の秋」、図書館で「読書の秋」など、近場で少し落ち着いた秋を楽しむのもいいかなと思っています。

ちなみに、この大型連休が次に現れるのは11年後の2026年だそうです。とても貴重な秋の連休、素敵な休日を過ごせたらいいなと思います。

金井



〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町2-14-7
日本橋ティュービル 3階
安藤社会保険労務士事務所
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321
URL <http://www.ando-sr.jp/>
e-mail ando@ando-sr.jp
どうぞお気軽にお問い合わせください。
プライバシーマーク申請中です。